

令和 6 年10月23日

各 位

### 令和 7 年度予算編成方針

令和 3 年度から 10 年間を計画期間とする第 5 次総合計画。この中で社会経済状況の変化に対応するため、5 年を期間として設定した前期基本計画が令和 7 年度で最終年度を迎えます。計画にうたった分野別の基本目標の実現に向けて着実な施策展開、事業実施が求められるなか、我々を取り巻く様々な行政課題やその対応についても計画策定時から変化があるのも事実です。

皆さんもすでに共通の課題として認識しているとは思いますが、旧不二精機製造所跡地の購入にかかる経費や、その後続く学校の建て替えなどにより今後の臨時的経費は増加が見込まれます。一方で、制度改正による社会保障経費や給与引き上げによる人件費の増加などといった経常的経費の増加も免れない状況であり、これまで以上に厳しい財政運営となる見通しです。

そのため、前期基本計画の最終年度となる令和 7 年度予算編成は、職員の皆さんが長期的な視点に立って事業を見直すことで、事業の効率化と将来に向けた積極投資の均衡を図ることにより、後期基本計画にスムーズにつなげていくことが必要と考えております。事務事業の見直しや改善、経費の精査などは、町民のニーズに応えながらも、前例踏襲主義ではない検討・工夫をお願いします。


すべての事業は町民目線を第一として計画するとともに、町民の理解が得られる町政運営を行わなければなりません。そのためにも、私と皆さんとの間で共に掲げている【まちづくりへの『こだわり』】の一つである「データの分析と活用」を行い、それを町民の皆さんと共有していきましょう。「何を目的とした事業か」を明確にし、事業効果や手法、終期を問い、施策効果の見える化を進め、理解されるよりよい行政サービスを追求していきましょう。

『 目標がなければチャンスが見えない、ビジョンがなければ決断できない 』

～私が尊敬するある首長の言葉～

記録に残る町ではなく、町民の記憶に残る町政を進めましょう。

長泉町長



## 第1 長泉町の財政運営

令和5年度一般会計の決算状況は、歳入の根幹をなす町税が、個人町民税などの増収により、前年度に比べ1億685万9千円増の96億2千815万6千円となり復調傾向が見られているものの、新型コロナウイルス感染症の影響は、堅調に推移してきた町税収入に対し、依然として影響をもたらしている。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率においても83.5%と他自治体と比較すると比較的良好な数値であるものの、一般的に妥当・望ましいとされる指標を上回っている状況である。しかしながら、地方公共団体の財政力を示す指標である財政力指数は1.14で、普通交付税の不交付団体を継続しており、また、地方債残高は、前年度に比べ2千347万2千円増の26億636万4千円となったが、積立金現在高55億3千311万7千円を大きく下回っている状況である。

9月の月例経済報告では日本経済の先行きについては「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされている。こうした中で、当町では、今後も教育施設や幹線道路の建設等のインフラ整備に要する経費、扶助費などの社会保障経費の増加等、財政運営における懸念材料もあることから、引き続き効率的で適正な予算執行に努めるとともに、改めてスクラップアンドビルドやワイズスペンディング（効果的・効率的な支出）を確実に意識した上で、前例にとらわれず、事業執行及び検討、新たな財源の創出等、強固な財政基盤を構築していく必要がある。

## 第2 予算編成の基本方針

### 1 基本事項

第5次長泉町総合計画前期基本計画の満了となる令和7年度においても、引き続き目指すまちの姿である「みんなでつくる 輝きつづける“ちょうどいい”まち～優しく育む豊かで安心な ながいずみ～」を実現するために、本町を取り巻く社会経済環境の変化を踏まえ、価値観やライフスタイルの多様化などに的確に対応したまちづくりを進めていく必要があることから、4つの基本目標、8つの政策について、効率的かつ積極的に取り組むため、下記事項に留意して予算を編成すること。

#### (1) 第5次長泉町総合計画に基づき町が推進する施策

総合計画に主な取り組みとして掲げる各種施策は、進捗状況を十分に検証し、未実施のものは具体的な実施時期や手法等、確実な実施に向けて検討を行い、既に実施しているものについても、安易に継続するのではなく、効果的な継続、拡充等に加え、必ずス

クラブまで視野に入れた検討を行うこと。

(2) 質の高い行政サービスの提供

常にサービスを受ける町民目線に立った、より質の高い行政サービスを安定して提供し続けていくことが重要であることを念頭に置いて新年度予算編成を行うこと。

(3) 効率的な予算編成

新年度予算編成にあたっては、国や県の動向を確実に把握するとともに、予算要求する事業の必要性や効果等を検証し、庁内の横断的な合意形成を図り、事業の優先度をしっかりと見極めた上で行うこと。

(4) 国や県の制度把握

国の各省庁の予算要求内容や、県の予算編成状況等については、確実にその動向を把握し、的確に情報を庁内で共有し判断した上で、町の予算要求に的確に反映させること。

(5) 議会の意見等に対する的確な対応

議会の意見や監査委員の指摘事項は、その趣旨を踏まえ、速やかな改善を図ること。

(6) 費用対効果の考慮

他の部課と関連する事務事業については、相互に十分な協議を行い、目的の重複する事業は整理統合を図るなど、経費縮減と一層の事業効果の向上に努めること。

(7) 不用額の減少

毎年度計上しているものであっても、単に前年度と同額とせず、必ず過去の実績や予算執行状況調査等で算出した数値、社会環境の変化等を的確に把握し、可能な限り多額の不用額を生じさせることのないよう適正な額を見積もること。

## 2 歳入

歳入の見積りにあたっては、経済見通し、過去の実績、制度改正、国・県の動向等に十分留意し、使用料等の計画的な見直しや収納率の向上、新規財源の確保、特定財源の確保等に積極的に努めること。

なお、国・県等の特定財源について、その確保が見込めない場合には、財政規律保持の観点から速やかに企画財政課と協議すること。

(1) 町税

町税収入は、財政運営の根幹をなすものであり、その見積りにあたっては、今後の経済情勢や住民所得の推移、税制改正等の動向を慎重に見極めるとともに、収納率向上について、可能な限り高い目標を設定し、適正な額を見積もること。

(2) 分担金及び負担金

応益負担の原則により対象者の把握及び厳正な徴収に努め、適正な見積りを行うこと。また、国・県の基準や他団体の動向、類似施設の料金等を十分把握しておくこと。

### (3) 使用料及び手数料

受益者負担の適正化、住民負担の公平性の確保を図るため、他団体の状況や類似施設との均衡を考慮したうえで、料率や単価の再検討を行い、適正な額を見積もること。

### (4) 国・県支出金

国・県の予算編成や制度改正の動向等を踏まえ、関係機関との連携を密にしながら、補助対象や補助率、補助単価等を正確に把握するとともに、新たな補助制度の有無についても、積極的に内容の確認や把握に努め、適正な額を見積もること。

### (5) 財産収入

資産経営の視点に基づき、町が保有する遊休資産（土地・建物・物品）の活用方法を十分検討し、売却や貸付による収入を適正に見積もること。

### (6) その他

事業の財源については、先進自治体の取組みや事例等の情報収集を行い、財源の獲得手段について広く検討し、柔軟な発想をもって新たな財源の確保に努めること。

※諸収入については、前年度予算に計上したものだけでなく、過去の実績、類似団体との比較、事業の見直し状況等、多角的に検討し適切な額を見積もるとともに、今後も継続して収入の可能性のあるものについては、安易に雑入で処理することなく適切な予算計上をすること。

## 3 歳出

歳出の見積りにあたっては、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう創意工夫や一層の効率化に努めるとともに、経常経費については、前年度比0%以下で必要最小限とし、徹底した削減を図ること。

また、各種事業についての必要性や優先度、費用対効果を十分検証して適正な歳出に努めること。

### (1) 既存事業の検証

国、県、町、民間等、本来の事案に対する役割分担に立ち返り、町の責任分野を的確に見極め、成果が上がっていない事業や、参加者等が少なく住民が満足感を得られていない事業については、施策事前評価シートの分析結果等を踏まえ、事業本来の目的を再認識した上で、安易に”今までどおり”とせず、事業の見直しや縮小、廃止、統廃合に必ず取り組むこと。

### (2) 民間活力の導入

新規事業については、住民ニーズを的確に把握し、緊急性、必要性、効果に加え、民間活力の導入も含めて検討すること。

### (3) ICT技術の活用によるデジタル化の推進

単に前例を踏襲することなく、執行の手法や体制を含め徹底した見直しと創意工夫に

加え、既存の手法に固執することなく、新たなICT技術の活用によるデジタル化を推進し、業務改善等を検討すること。

(4) 国庫支出金、県支出金

国庫や県支出金等、特定財源の廃止・減少があった補助事業については、安易に町単独事業とせず、必ず施策検討委員会に諮ること。

(5) 物件費

旅費、需用費、委託料などのうち、経常経費については、内容や手法を再度検討し、前年度比0%以下で必要最小限の要求とし、更なる徹底した削減に取り組むこと。物価高騰に伴う単価の上昇が見込まれるため、特にコスト意識を持ち、ペーパーレスの徹底などにより抑制に努めること。

また、備品購入費については、法定耐用年数を機械的に適用するのではなく、購入の必要性や時期を熟考のうえ、事業の遂行に真に必要なもののみ要求すること。

(6) 投資的経費

事業の緊急性や投資効果、後年度の財政負担等を十分に検討し、実施時期や事業規模、段階的整備等について十分検討すること。

(7) 維持補修費

施設利用者の安全確保等に十分配慮し、適切な管理に支障が生じることがないように、計画的な執行に努めること。

(8) 負担金、補助及び交付金

既存のものについては、改めて公益性、公平性の観点から対象団体の事業内容、経費区分が適正であるか、負担割合が妥当であるかなどを検証し、既に目的を達成したものと効果が少ないものについては、積極的に整理を行うとともに、時限等を設けるなど抜本的な見直しを行うこと。また、特に団体等への補助については、改めて団体の収支状況、活動内容を精査しておくこと。

(9) 扶助費

扶助費は、対象人員や扶助基準、制度改正や単価改正の動向を的確に把握し、法定分と町単独分の明確化を図り、単独分については、他団体と比較し給付水準が高い事業は、その必要性・妥当性を再検討し、過度の抑制は不要であるが、放漫な支出とならないよう縮小や廃止等の見直しを行うこと。

4 特別会計、公営企業会計

予算の見積もりは、一般会計に準じて行うものとする。については、経営的視点に立ち、支出の抑制と収入の確保に努め、安易に一般会計に依存することのないよう、財政の健全化に努めること。また、使用料や保険料等については、中長期的視点に立って適時適切な改定を実施すること。